

## F AX 要請ひな形

2024年6月 日

衆議院憲法審査会委員  
衆議院議員

様

住所（所在地）  
氏名（団体名）  
（代表者名）

### 強引な改憲条文案起草作業はおこなわないでください（要請）

マスコミ報道によれば、5月30日の衆議院憲法震災会終了後に与党筆頭理事が野党筆頭理事に対し、憲法改正条文案の起草作業を行う場として幹事懇談会を開催することを提案し、同時に、立憲民主党などが応じない場合には改憲勢力の5会派で条文化に着手することにも言及したと報じられています。

この報道には大変驚くとともに、憲法改正にはなじまない極めて乱暴な議論の進め方だと強い懸念を抱いています。

憲法第96条に改憲手続きの定めはありますが、それは憲法前文で宣言される「国政は国民の厳粛な信託による」ことをふまえることは当然です。その点で今年5月の共同通信の憲法世論調査で、「国会での改憲論議を急ぐ必要はない・65%」、「改憲論議は幅広い合意形成を優先すべき・72%」となっている世論を真正面から受けとめた論議を憲法審査会の場で行われることが、民主主義の道理だと考えます。

この間、改憲問題法律家6団体から改憲5会派に対して「議員任期延長改憲公開質問状」が提出されましたが、その質問にはどの政党も回答されていないと承知します。「国会議員の任期の延長は選挙権の制限になるのではないか」「選挙実施が困難な事態の具体的根拠が不明確」などの点は、条文案の論議以前に論議され、意見の一致が図られるべきと考えます。しかし、それらの点での論議は深められないまま、「改憲ありき」で論議が進められている感は少なくありません。このような議論の進め方自体、国民の負託にこたえていません。

今、市民の多くは憲法改正など望んでいません。逆に、憲法をいかした平和外交の努力や、物価高騰のもとでの生存権の実現、選択的夫婦別姓などの個人の尊厳の実現など、立法政策の立ち遅れている課題の是正に期待が寄せられています。その視点での憲法論議こそ憲法審査会の役割だと考えます。

以上のことから、強引な改憲条文案起草作業は断じて行わないよう強く求めます。

以上